参考資料５

事業用貨物自動車の路上貨物の積卸し作業の適法化

■ 関係法令 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

○道路交通法（抄）（昭和三十五年法律第百五号）

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

十八　駐車　車両等が客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により継続的に停止すること（貨物の積卸しのための停止で五分を超えない時間内のもの及び人の乗降のための停止を除く。）、又は車両等が停止し、かつ、当該車両等の運転をする者（以下「運転者」という。）がその車両等を離れて直ちに運転することができない状態にあることをいう。

十九　停車　車両等が停止することで駐車以外のものをいう。

（公安委員会の交通規制）

第四条　都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、信号機又は道路標識等を設置し、及び管理して、交通整理、歩行者又は車両等の通行の禁止その他の道路における交通の規制をすることができる。（後略）

２　前項の規定による交通の規制は、区域、道路の区間又は場所を定めて行なう。この場合において、その規制は、対象を限定し、又は適用される日若しくは時間を限定して行なうことができる。

３～５　（略）

（停車及び駐車を禁止する場所）

第四十四条　車両は、道路標識等により停車及び駐車が禁止されている道路の部分及び次に掲げるその他の道路の部分においては、法令の規定若しくは警察官の命令により、又は危険を防止するため一時停止する場合のほか、停車し、又は駐車してはならない。ただし、乗合自動車又はトロリーバスが、その属する運行系統に係る停留所又は停留場において、乗客の乗降のため停車するとき、又は運行時間を調整するため駐車するときは、この限りでない。

一　交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾（こう）配の急な坂又はトンネル

二　交差点の側端又は道路のまがりかどから五メートル以内の部分

三　横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に五メートル以内の部分

四　安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に十メートル以内の部分

五　乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から十メートル以内の部分（当該停留所又は停留場に係る運行系統に属する乗合自動車、トロリーバス又は路面電車の運行時間中に限る。）

六　踏切の前後の側端からそれぞれ前後に十メートル以内の部分

（駐車を禁止する場所）

第四十五条　車両は、道路標識等により駐車が禁止されている道路の部分及び次に掲げるその他の道路の部分においては、駐車してはならない。ただし、公安委員会の定めるところにより警察署長の許可を受けたときは、この限りでない。

一　人の乗降、貨物の積卸し、駐車又は自動車の格納若しくは修理のため道路外に設けられた施設又は場所の道路に接する自動車用の出入口から三メートル以内の部分

二　道路工事が行なわれている場合における当該工事区域の側端から五メートル以内の部分

三　消防用機械器具の置場若しくは消防用防火水槽（そう）の側端又はこれらの道路に接する出入口から五メートル以内の部分

四　消火栓、指定消防水利の標識が設けられている位置又は消防用防火水槽（そう）の吸水口若しくは吸管投入孔から五メートル以内の部分

五　火災報知機から一メートル以内の部分
２～３　（略）

（時間制限駐車区間における駐車の特例）
第四十九条の五　警察署長が公安委員会の定めるところにより時間制限駐車区間における車両の駐車につき駐車することができる場所及び駐車の方法並びに駐車を開始することができる時刻及び駐車を終了すべき時刻を指定して許可をした場合において、当該許可に係る車両が、指定された場所及び方法で、指定された駐車を開始することができる時刻から駐車を終了すべき時刻までの間において駐車を開始したときは、当該車両及びその運転者については、前二条（第四十九条の三第一項を除く。）の規定は、適用しない。この場合において、当該車両は、当該指定された駐車を終了すべき時刻を過ぎて引き続き駐車してはならない。

○道路交通法施行細則（抄）（昭和47年北海道公安委員会規則第11号）

（交通規制の対象から除く車両）
第３条の２　法第４条第２項の規定により交通規制の対象から除く車両は、道路標識等により表示するもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。
(1)～(2)　（略）
(3) 車両の通行禁止の規制（中略）の対象から除く車両
ア　急病人の救護、防災等緊急かつやむを得ない理由により使用中の車両
イ　犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締り、警備活動その他の警察活動のため使用中の車両並びに当該活動のため使用中の車両に誘導されている車両
ウ　公職選挙法（昭和25年法律第100号）に基づく選挙運動用又は政治活動用の自動車（第５号において「選挙運動用自動車等」という。）で、当該目的のため使用中のもの。ただし、別表２に掲げる道路の区間を除く。
エ　道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に基づき、塵芥車又は糞尿車の登録を受けたもので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定する一般廃棄物の収集のため使用中の車両
オ　道路維持作業用自動車で、当該用務のため使用中の車両
カ　次に掲げる車両で、公安委員会が交付した通行禁止除外指定車（別記様式第１号）の標章を掲出しているもの
（ア）　専ら郵便法（昭和22年法律第165号）に規定する通常郵便物の集配又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に規定する電報の配達のため使用中の車両
（イ）～（ウ）　（略）
(4) 停車及び駐車禁止の規制並びに駐車禁止及び時間制限駐車区間の規制の対象から除く車両
ア　前号アの車両
イ　犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締り並びに警備活動のため使用中の車両並びに当該活動のため現に停止を求められている車両
ウ　緊急自動車で当該緊急用務のため使用中のもの
(5) 駐車禁止（法第45条第１項各号を除く。）及び時間制限駐車区間の規制の対象から除く車両は、次に掲げるとおりとする。ただし、時間制限駐車区間においては、駐車につき道路標識等により指定されている道路の部分及び方法によること。
ア　選挙運動用自動車等で、当該目的のため使用中のもの
イ　第３号エの車両
ウ　次に掲げる車両で、公安委員会が交付した駐車禁止・時間制限駐車区間除外指定車（別記様式第２号）の標章を掲出しているもの
（ア）　道路若しくは道路の附属物、信号機、パーキング・チケット発給設備、道路標識等の建設又は維持管理のため使用中の車両
（イ）　電気、ガス、水道、電気通信及び鉄道の故障等による緊急修復のため使用中の車両

（ウ）～（サ）　（略）
エ　（略）
２～１０　（略）

（警察署長の駐車許可）
第７条　法第45条第１項の規定による警察署長の駐車許可は、次の各号のいずれにも該当する場合に、許可するものとする。
(1) 当該申請に係る日時が、次のいずれにも該当するものであること。
ア　駐車（許可に条件を付す場合にあっては、当該条件に従った駐車。イにおいて同じ。）により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する時間帯でないこと。
イ　駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものでないこと。
(2) 当該申請に係る場所が、次のいずれにも該当するものであること。
ア　駐車禁止の規制のみが実施されている場所（無余地となる場所及び放置駐車となる場合にあっては法第45条第１項各号に掲げる場所を除く。）であること。
イ　駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する場所でないこと。
(3) 駐車に係る用務が、次のいずれにも該当するものであること。
ア　公共交通機関等の当該車両以外の交通手段によったのでは、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務であること。
イ　５分を超えない時間内の貨物の積卸しその他駐車違反とならない方法によることがおよそ不可能と認められる用務であること。
ウ　法第77条第１項各号に規定する行為を伴う用務でないこと。
(4) 駐車可能な場所について、次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用がおよそ不可能と認められること。
ア　重量又は長大な貨物の積卸しで用務先の直近に駐車する必要がある車両にあっては、当該用務先の直近
イ　その他の車両にあっては、当該用務先からおおむね100メートル以内
２　法第49条の５の規定による警察署長の駐車許可は、次の各号のいずれにも該当する場合に、許可するものとする。
(1) 当該申請に係る日時が、駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものでないこと。
(2) 当該申請に係る場所及び方法が、次のいずれにも該当するものであること。
ア　場所については、当該時間制限駐車区間を利用する他の車両を著しく妨害する場所でないこと。
イ　方法については、当該方法で駐車することにより、交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害することとならないこと。
(3) 駐車に係る用務が、次のいずれにも該当するものであること。
ア　公共交通機関等の当該車両以外の交通手段によったのでは、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務であること。
イ　当該時間制限駐車区間において道路標識等により表示された時間以内の駐車その他駐車違反とならない方法によることがおよそ不可能と認められる用務であること。
ウ　法第77条第１項各号に規定する行為を伴う用務でないこと。
(4) 駐車可能な場所について、次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用がおよそ不可能と認められること。
ア　重量又は長大な貨物の積卸しで用務先の直近に駐車する必要がある車両にあっては、当該用務先の直近
イ　その他の車両にあっては、当該用務先からおおむね100メートル以内
３～７　（略）

参考資料６

通訳案内士の登録要件等の緩和

■ 通訳案内士制度の全体像・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

■ 北海道の通訳案内士の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

■ 根拠法令・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

通訳案内士制度の全体像

国土交通省 観光庁

	通訳案内士（通訳案内士法）	地域限定通訳案内士（外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律）	特例ガイド					
			総合特別区域法	福島復興再生特別措置法	沖縄振興特別措置法	奄美群島振興開発特別措置法	小笠原諸島振興開発特別措置法	中心市街地の活性化に関する法律
取得条件	国の試験 【一次】筆記試験 外国語、日本地理、日本歴史、一般常識 【二次】口述試験	都道府県の試験 【一次】筆記試験 外国語、地域に関する地理、地域に関する歴史、地域に関する一般常識 【二次】口述試験	地方自治体の研修					
施行日	昭和24年 6月15日	平成18年 4月1日	平成24年 4月1日	平成24年 5月31日	平成24年 4月1日	平成26年 4月1日	平成26年 4月1日	平成26年 7月3日
計　画 （策定主体）	－	外客来訪促進計画 （都道府県）	総合特別区域計画 （地方自治体）	産業復興再生計画 （福島県）	沖縄特例通訳案内士育成等事業計画 （沖縄県）	産業振興促進計画 （鹿児島県）	産業振興促進計画 （小笠原村）	中心市街地活性化基本計画 （市町村）
活動範囲	日本国内 （制限なし）	その資格を得た 都道府県区域	計画区域（※1）					
言　語	10カ国語	地域の需要に応じた言語	地域の需要に応じた言語					
		英、中、韓	※2	英語、中国語、韓国語		未定		
登録者数	17，736名	379名（6道県） ※H23年度以降は沖縄県のみ実施	395名					
			240名 （5地域）	41名	114名	―――	―――	―――

※1　福島及び沖縄については、県全域が対象　※2　**札幌市**：英、中、韓、タイ等　**泉佐野市**：英、中、韓　**和歌山県**：英　**島根県益田地区**：英、仏、中、韓　**九州の全域**：中、韓

※登録者数については、通訳案内士：H26.4.1時点　、　地域限定通訳案内士及び特例ガイド：　H26.9.1時点

北海道の通訳案内士の現状

制　度	言　語	登録者数	試験概要等
通訳案内士	英語、フランス語、スペイン語、ドイツ語、中国語、イタリア語、ﾎﾟﾙﾄｶﾞﾙ語、ロシア語、韓国語、タイ語	全国 17,736名 北海道 307名* （英語202名、フランス語7名、スペイン語8名、ドイツ語８名、中国語39名、イタリア語2名、ロシア語11名、韓国語30名）	【一次】筆記試験 外国語、日本地理、日本歴史、産業・経済・政治・文化に関する一般常識 【二次】口述試験
地域限定通訳案内士 Ｈ２０年度～ ※Ｈ２４年度から休止	英語、中国語、韓国語	87名* (英語52名、中国語24名、韓国語11名）	【一次】筆記試験 外国語、北海道の地理、北海道の歴史、北海道の産業・経済・政治・文化 【二次】口述試験
特例ガイド 総合特区：札幌コンテンツ特区 Ｈ２５年度～	英語、中国語、韓国語、マレー語、タイ語、ヒンディー語	49名 (英語32名、中国語11名、韓国語5名、タイ語1名）	【資格要件】 [語学]英語の場合、TOEIC750点以上など [研修]札幌の地理・歴史、救急救命、現場実習など（45時間） [口述試験]

登録者数:H26.4.1　*はH27.1.20

通訳案内士法

（目的）
第一条　この法律は、通訳案内士の制度を定め、その業務の適正な実施を確保することにより、外国人観光旅客に対する接遇の向上を図り、もつて国際観光の振興に寄与することを目的とする。

（業務）
第二条　通訳案内士は、報酬を得て、通訳案内（外国人に付き添い、外国語を用いて、旅行に関する案内をすることをいう。以下同じ。）を行うことを業とする。

（資格）
第三条　通訳案内士試験に合格した者は、通訳案内士となる資格を有する。

（試験の目的）
第五条　通訳案内士試験は、通訳案内士として必要な知識及び能力を有するかどうかを判定することを目的とする試験とする。

（試験の方法及び内容）
第六条　通訳案内士試験は、筆記及び口述の方法により行う。
２　筆記試験は、次に掲げる科目について行う。
一　外国語　二　日本地理　三　日本歴史
四　産業、経済、政治及び文化に関する一般常識
３　口述試験は、筆記試験に合格した者につき、通訳案内の実務について行う。

（登録）
第十八条　通訳案内士となる資格を有する者が通訳案内士となるには、通訳案内士登録簿に、氏名、生年月日、住所その他国土交通省令で定める事項の登録を受けなければならない。

（通訳案内士登録簿）
第十九条　通訳案内士登録簿は、都道府県に備える。

（登録の申請）
第二十条　第十八条の登録を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、登録申請書を都道府県知事に提出しなければならない。
２　前項の登録申請書には、通訳案内士となる資格を有することを証する書類を添付しなければならない。

（通訳案内士登録証）
第二十二条　都道府県知事は、通訳案内士の登録をしたときは、申請者に第十八条に規定する事項を記載した通訳案内士登録証（以下「登録証」という。）を交付する。

（通訳案内士でない者の業務の制限）
第三十六条　通訳案内士でない者は、報酬を得て、通訳案内を業として行つてはならない。

第四十条　次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。
一　偽りその他不正の手段により通訳案内士の登録を受けた者
二　第三十三条第一項の規定による業務の停止の処分に違反した者
三　第三十六条の規定に違反した者

外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律

第二節　地域限定通訳案内士

（地域限定通訳案内士の業務等）

第十一条　地域限定通訳案内士は、その資格を得た都道府県の区域において、報酬を得て、通訳案内を行うことを業とする。

２　地域限定通訳案内士については、通訳案内士法 の規定を適用せず、この法律の定めるところによる。

（地域限定通訳案内士となる資格）

第十二条　地域限定通訳案内士試験に合格した者は、当該地域限定通訳案内士試験が行われた都道府県の区域において、地域限定通訳案内士となる資格を有する。

（地域限定通訳案内士試験）

第十四条　地域限定通訳案内士試験は、地域限定通訳案内士として必要な知識及び能力を有するかどうかを判定することを目的とする試験とする。

２　地域限定通訳案内士試験は、都道府県知事が、当該都道府県における地域限定通訳案内士試験の実施に関する事項を含む外客来訪促進計画について第四条第三項（同条第六項後段において準用する場合を含む。）の規定により観光庁長官が同意した場合に限り、次条から第二十一条まで及び第二十四条第一項の規定並びに観光庁長官の定める基準に基づき、これを行う。

（試験の方法及び内容）

第十五条　地域限定通訳案内士試験は、筆記及び口述の方法により行う。

２　筆記試験は、次に掲げる科目について行う。

一　外国語

二　当該都道府県の区域に係る地理

三　当該都道府県の区域に係る歴史

四　当該都道府県の区域に係る産業、経済、政治及び文化

３　口述試験は、筆記試験に合格した者につき、当該都道府県の区域における通訳案内の実務について行う。

（試験の細目）

第二十一条　この法律に定めるもののほか、指定試験機関その他地域限定通訳案内士試験に関し必要な事項は、政令で定める。

（資格を得た都道府県の区域以外における業務の制限）

第二十二条　地域限定通訳案内士は、その資格を得た都道府県の区域以外において、報酬を得て、通訳案内を業として行ってはならない。

第三十三条　次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一　第二十二条の規定に違反した者

二　偽りその他不正の手段により地域限定通訳案内士の登録を受けた者

三　第二十四条第三項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項 の規定による業務の停止の処分に違反した者

総合特別区域法

（通訳案内士法 の特例）
第二十条　指定地方公共団体が、第十二条第二項第一号に規定する特定国際戦略事業として、国際戦略総合特別区域通訳案内士育成等事業（通訳案内士と連携して外国人観光旅客の需要の多様化に的確に対応し、国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化を図るため、国際戦略総合特別区域通訳案内士（次項に規定する国際戦略総合特別区域通訳案内士をいう。以下この項において同じ。）の育成、確保及び活用を図る事業をいう。別表第一の三の項において同じ。）を定めた国際戦略総合特別区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該国際戦略総合特別区域通訳案内士育成等事業に係る国際戦略総合特別区域通訳案内士については、次項から第十四項までに定めるところによる。

２　国際戦略総合特別区域通訳案内士は、その資格を得た国際戦略総合特別区域の区域において、報酬を得て、通訳案内（通訳案内士法 （昭和二十四年法律第二百十号）第二条 に規定する通訳案内をいう。以下同じ。）を行うことを業とする。

３　国際戦略総合特別区域通訳案内士については、通訳案内士法 の規定を適用しない。

４　第一項の認定を受けた指定地方公共団体が行う当該指定に係る国際戦略総合特別区域の特性に応じた通訳案内に関する研修を修了した者は、当該国際戦略総合特別区域の区域において、国際戦略総合特別区域通訳案内士となる資格を有する。

６　国際戦略総合特別区域通訳案内士は、その資格を得た国際戦略総合特別区域の区域以外において、報酬を得て、通訳案内を業として行ってはならない。

８　通訳案内士法第三章 の規定は、地域活性化総合特別区域通訳案内士の登録について準用する。
＜以下略＞

１１　次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。
一　第六項の規定に違反した者
二　偽りその他不正の手段により国際戦略総合特別区域通訳案内士の登録を受けた者
三　第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項 の規定による業務の停止の処分に違反した者

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案
※第１８７回臨時国会に平成26年10月31日に提出されたもの（廃案）

第二条構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

第十九条の次に次の一条を加える。
（通訳案内士法の特例）
第十九条の二　地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、地域固有の観光の魅力についての通訳案内（通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）第二条に規定する通訳案内をいう。以下この条において同じ。）に対する外国人観光旅客の需要の動向その他の事情からみて、地域限定特例通訳案内士（次項に規定する地域限定特例通訳案内士をいう。以下この項において同じ。）の育成、確保及び活用を図る事業（以下この項及び別表第九号の二において「地域限定特例通訳案内士育成等事業」という。）を実施することが、通訳案内士と連携して外国人観光旅客の需要の多様化に的確に対応し、地域における観光の振興を図るため必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該地域限定特例通訳案内士育成等事業に係る地域限定特例通訳案内士については、次項から第十四項までに定めるところによる。

２ 地域限定特例通訳案内士は、その資格を得た構造改革特別区域の区域において、報酬を得て、通訳案内を行うことを業とする。

３ 地域限定特例通訳案内士については、通訳案内士法の規定を適用しない。

４ 第一項の認定を受けた地方公共団体が行う当該認定に係る構造改革特別区域の特性に応じた通訳案内に関する研修を修了した者は、当該構造改革特別区域の区域において、地域限定特例通訳案内士となる資格を有する。

６ 地域限定特例通訳案内士は、その資格を得た構造改革特別区域の区域以外において、報酬を得て、通訳案内を業として行ってはならない。

８ 通訳案内士法第三章の規定は、地域限定特例通訳案内士の登録について準用する。＜以下略＞

11 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。
一　第六項の規定に違反した者
二　偽りその他不正の手段により地域限定特例通訳案内士の登録を受けた者
三　第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定による業務の停止の処分に違反した者

参考資料７

旧１００円銀貨を媒体とした
金融貸付

■ 生活福祉資金貸付条件等一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １

■ グリーンコープ生協福岡生活再生相談室資料・・・・・・・・ ２

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

生活福祉資金貸付条件等一覧

生活福祉資金貸付条件等一覧

資金の種類			貸付条件				
			貸付限度額	据置期間	償還期限	貸付利子	保証人
総合支援資金	生活支援費	・生活再建までの間に必要な生活費用	(二人以上)月20万円以内 (単身)　月15万円以内 ・貸付期間:12月以内	最終貸付日から6月以内	据置期間経過後20年以内	保証人あり無利子 保証人なし年1.5%	原則必要 ただし、保証人なしでも貸付可
	住宅入居費	・敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	40万円以内	貸付けの日(生活支援費とあわせて貸し付けている場合は、生活支援費の最終貸付日)から6月以内			
	一時生活再建費	・生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用 就職・転職を前提とした技能習得に要する経費 滞納している公共料金等の立て替え費用 債務整理をするために必要な経費　等	60万円以内				
福祉資金	福祉費	・生業を営むために必要な経費 ・技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ・住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費 ・福祉用具等の購入に必要な経費 ・障害者用の自動車の購入に必要な経費 ・中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納に必要な経費 ・負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費 ・介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ・災害を受けたことにより臨時に必要となる経費 ・冠婚葬祭に必要な経費 ・住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費 ・就職、技能習得等の支度に必要な経費 ・その他日常生活上一時的に必要な経費	580万円以内 ※資金の用途に応じて上限目安額を設定	貸付けの日(分割による交付の場合には最終貸付日)から6月以内	据置期間経過後20年以内	保証人あり無利子 保証人なし年1.5%	原則必要 ただし、保証人なしでも貸付可
	緊急小口資金	・緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用	10万円以内	貸付けの日から2月以内	据置期間経過後8月以内	無利子	不要
教育支援資金	教育支援費	・低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に修学するために必要な経費	<高校>月3.5万円以内 <高専>月6万円以内 <短大>月6万円以内 <大学>月6.5万円以内	卒業後6月以内	据置期間経過後20年以内	無利子	不要 ※世帯内で連帯借受人が必要
	就学支度費	・低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	50万円以内				
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	・低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	・土地の評価額の70%程度 ・月30万円以内 ・貸付期間 借受人の死亡時までの期間又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間。	契約終了後3月以内	据置期間終了時	年3%、又は長期プライムレートのいずれか低い利率	要 ※推定相続人の中から選任
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	・要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	・土地及び建物の評価額の70%程度(集合住宅の場合は50%) ・生活扶助額の1.5倍以内 ・貸付期間 借受人の死亡時までの期間又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間				不要

生活 2015.2月 再生

生活再生相談室からの報告

グリーンコープ生協ふくおか

No.11

家計管理の方法を教えて

どうしてお金が残らないの

毎週火・金曜日は「家計相談の日」

家計の見直し

家計や債務の心配ごと一緒に考えましょう!

家計見直しのご相談

- やりくりができない、今後が不安

家計の様子をうかがい継続的なアドバイスを行います

借金返済・整理のご相談

- 借金が増えてもう返済できない…

法律家事務所まで相談員が同行し丁寧にサポートします

貸付のご相談

- 進学準備は進んでいますか?
- 車の買い替えや車検の費用は不足していませんか?

債務整理をして借入ができなくなった方の相談もお受けします

年利9.5% 限度額150万円 貸付には審査があり、事業資金は対象外です。

福岡県との協働事業です!

ひとりで悩まずお電話ください!

〈開設から2015年1月までの実績〉

面談件数:10,311件(電話件数18,642件)

貸付件数:1,276件

たくさんの相談・貸付の実績があります。安心してご相談ください

予約必要　相談無料　秘密厳守

営業時間　月曜から土曜 9時30分~18時

グリーンコープのホームページもご覧下さい。
http://www.greencoop.or.jp/

参考資料８

農用地区域内の
開発行為制限の緩和

■ 農業振興地域制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

■ グリーン・ツーリズム関連施設開設マニュアル（抜粋）・・ 2

■ 関係法令・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

農業振興地域制度の概要 －農振法－

目的：農業を振興すべき地域の指定と当該地域の農業的整備のための施策の計画的推進を図り、農業の健全な発展と国土資源の合理的利用に寄与する。

課題

日本の農地面積は、宅地等への転用や耕作放棄等により年々減少。
食料供給力の低下が懸念。

農地面積の推移

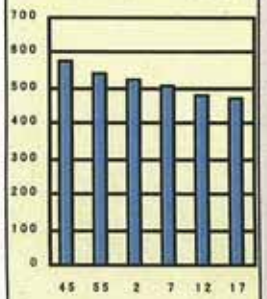

農地は農業生産の最も基礎的な資源。

優良農地を良好な状態で確保することが重要。

国

農用地等の確保等に関する基本指針（面積目標等）

↕ 協議

都道府県

農業振興地域整備基本方針（面積目標等）

農業振興地域の指定・変更

↕ 協議

市町村

農業振興地域整備計画

○農用地利用計画
農用地区域の設定・変更

○農業振興のマスタープラン

公告縦覧 意見提出
異議申出 ↕

権利者・地域住民

農業振興地域

都道府県が農業振興を図るべき地域として指定した地域

農用地区域

市町村がおおむね10年を見通して農用地として利用すべき土地として設定した区域　［転用原則禁止］

設定要件

○次の土地については農用地区域に設定

ア　集団的農用地（10ha以上）

イ　農業生産基盤整備事業の対象地

ウ　農道、用排水路等の土地改良施設用地

エ　農業用施設用地（2ha以上又はア、イに隣接するもの）

オ　その他農業振興を図るために必要な土地

除外要件

～農地転用のための農用地区域からの除外～

○　道路や地域の農業振興に関する市町村の計画に基づく施設等の公益性が特に高いと認められる事業の用に供される土地等は、農用地区域とすべき土地には該当せず、除外が可能。

○　上記以外の場合は、次の要件を満たす場合に限り除外が可能。

ア　農用地以外の土地とすることが必要かつ適当で、農用地区域以外に代替すべき土地がないこと

イ　農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと

ウ　効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないこと

エ　土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれがないこと

オ　農業生産基盤整備事業完了後8年を経過していること

計画達成措置

○ 生産基盤整備等農業施策の集中的実施

○ 農地集団化等の交換分合

○ 施設の適切配置等の協定

○ 開発行為規制

○ 税制優遇措置等

○ 農地法による**転用許可制度**

・農業生産に支障の少ない農地から順次転用されるよう誘導

・転用目的実現性を審査し、投機的な農地取得を防止

効果

優良農地の確保・農業の振興

（出典：内閣府ＨＰ）

農業振興地域の整備に関する法律

農業振興地域内の農用地等の有効利用と農業地域の保全を図り、農業の健全な発展と国土の合理的な利用を推進する。

〔開発行為〕

規制の対象となる行為

農業振興地域の農用地区域内における開発行為

- 宅地の造成
- 土地の開墾
- 農用地間における用途の変更
- 土・岩石又は砂利の採取
- 鉱物の掘削
- 切土、掘削、盛土、物件の集積等により土地の物理的形状を変更する行為

開発行為許可の要件

以下に該当する場合は、許可とならない。

- 開発行為を行うことで、その土地において農業上の利用が困難となる
- 周辺農地等に土砂の流失あるいは崩壊などの災害を発生させるおそれがある
- 用排水路等の利用に支障を及ぼすおそれがある

許可手続

知事が許可権者の場合

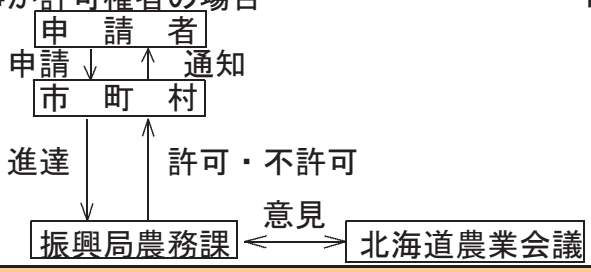

市町村長が許可権者の場合（権限移譲）

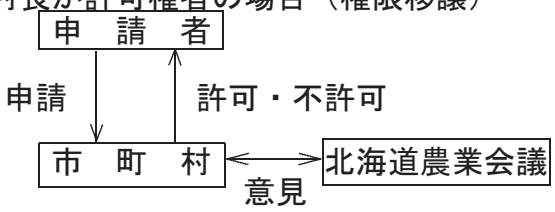

相談窓口

市町村、振興局農務課、道農政部農地調整課

手続きにかかる費用

無　　料

手続きにかかる時間

標準処理期間：５０日　（市町村長が許可権者の場合　３５日）

〔市町村農業振興地域整備計画の変更（農用地区域からの除外等）〕

変更の対象となる行為

農業振興地域の農用地区域内からの除外

注）農産物加工施設・販売施設について

農産物加工施設・販売施設は、以下の要件を満たすことにより農業用施設として扱われることから、農用地区域からの除外を行わずに設置することが出来る。（開発行為の許可は必要、当該地が農業用施設用地でない場合は用途区分の変更が必要）

①主として、自己の生産する農畜産物又は材料として使用する製造又は加工の用に供する施設

②主として、自己の生産する農畜産物又は自己の生産する農畜産物を原料若しくは材料として製造され若しくは加工されたものの販売の用に供する施設

除外の要件

農用地区域からの除外は、次の要件の全てを満たすときにのみ限られている。

- 農用地区域以外に代替すべき土地がないこと
- 農用地区域内の農用地の集団化、農作業の効率化その他農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがないこと
- 農用地区域内における担い手に対する農用地の利用集積に支障を及ぼさないこと
- 農用地区域内の農業用施設の機能に支障を及ぼす恐れがないこと
- 土地改良法に規定する土地改良事業またはこれに準ずる事業の施行区域内の場合は、事業の完了年度の翌年度から起算して８年を経過していること事

許可手続

知事の同意を要する協議

変更事由の発生

決定公告　　農業振興整備計画変更案作成

市　町　村　　公告・縦覧・意義の申し出（３０日公告縦覧、１５日間異議申立期間）

同意　　協議

振興局農務課

相談窓口

市町村、振興局農務課、道農政部農地調整課

手続きにかかる費用

無　　料

手続きにかかる時間

公告縦覧期間：３０日　　異議申立期間：１５日

農地法

農地を農地以外のものにすることを規制するとともに、農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した農地についての権利の取得を促進し、及び農地の利用関係を調整し、並びに農地の農業上の利用を確保するための措置を講ずることにより、耕作者の地位の安定と国内の農業生産の増大を図り、もって国民に対する食料の安定供給の確保に資することを目的とする。

規制の対象となる行為	農地を農地以外のものに転用、農地または採草放牧地を転用するための所有権等の権利を設定若しくは移転する場合
主な適用除外	・　国、都道府県による転用 ・　市町村が土地収用対象事業の用に供する場合等
許可基準の概要	農振農用地区域 ⇒ **[原則不許可]**（注） 集団的優良農地等 ⇒ **[原則不許可]**（注） 市街地にある農地等 ⇒ **[許可]** 注）農業関連施設（農業生産と一次的な関連を持つ農産物の加工、貯蔵、販売施設等）やその他関連施設（都市住民との交流を図る体験施設、農家民宿等）は個別案件毎に許可基準を満たすか検討され、許可される場合がある。
許可手続	**許可権者** **【～２ha】** ○北海道知事　［権限移譲により市町村長等が許可権者の場合あり］ **【２～４ha】** ○北海道知事　（農林水産大臣の協議） **【４ha超】** ○農林水産大臣

手続きの流れ

【知事が許可権者の場合】（～２ha）／（２ha～４ha）

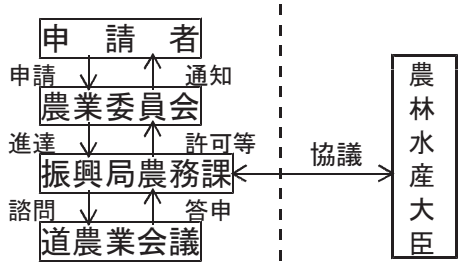

【市町村長等が許可権者の場合】（～２ha）

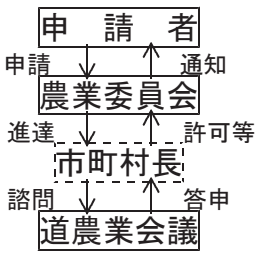

注）　農業委員会に事務委任した場合は市町村長は手続きに関与しない

【農林水産大臣が許可権者の場合】（４ha～）

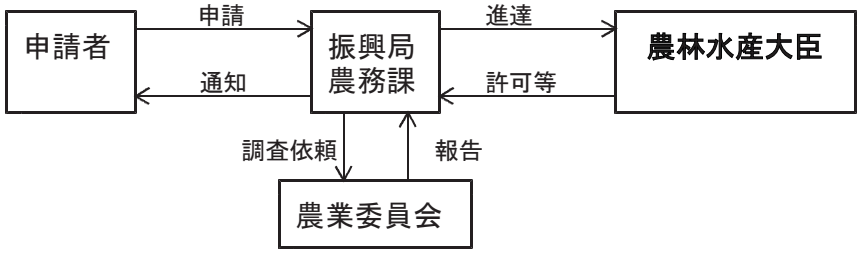

相談窓口	市町村農業委員会　振興局農務課　道農政部農地調整課
手続きにかかる費用	無　　料
手続きにかかる時間	標準処理期間：６０日

※　権限移譲市町村については、道農政部農地調整課、または転用を計画している農地のある振興局もしくは市町村にお問い合わせください。
（農地調整課ホームページ：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/csi/noutidate.htm）

【 関係法令 】

農業振興地域の整備に関する法律（抄）

（市町村の定める農業振興地域整備計画）

第八条　都道府県知事の指定した一の農業振興地域の区域の全部又は一部がその区域内にある市町村は、政令で定めるところにより、その区域内にある農業振興地域について農業振興地域整備計画を定めなければならない。

２　農業振興地域整備計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　農用地等として利用すべき土地の区域（以下「農用地区域」という。）及びその区域内にある土地の農業上の用途区分

二　農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項

二の二　農用地等の保全に関する事項

三　農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進のためのこれらの土地に関する権利の取得の円滑化その他農業上の利用の調整（農業者が自主的な努力により相互に協力して行う調整を含む。）に関する事項

四　農業の近代化のための施設の整備に関する事項

四の二　農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項

五　農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項で、農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進と相まつて推進するもの

六　農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項

３～４　（略）

（農業振興地域整備計画の案の縦覧等）

第十一条　市町村は、農業振興地域整備計画を定めようとするときは、その旨を公告し、当該農業振興地域整備計画の案を、当該農業振興地域整備計画を定めようとする理由を記載した書面を添えて、その公告の日からおおむね三十日間の期間を定めて縦覧に供しなければならない。

２　前項の規定による公告があつたときは、当該公告を行つた市町村の住民は、同項に規定する縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された農業振興地域整備計画の案について、当該市町村に意見書を提出することができる。

３　第一項の農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に対して異議があるときは、同項に規定する縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に市町村

にこれを申し出ることができる。
４～１２　（略）

（農業振興地域整備計画の変更）
第十三条　都道府県又は市町村は、農業振興地域整備基本方針の変更若しくは農業振興地域の区域の変更により、前条第一項の規定による基礎調査の結果により又は経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、政令で定めるところにより、遅滞なく、農業振興地域整備計画を変更しなければならない。市町村の定めた農業振興地域整備計画が第九条第一項の規定による農業振興地域整備計画の決定により変更を必要とするに至つたときも、同様とする。
２　前項の規定による農業振興地域整備計画の変更のうち、農用地等以外の用途に供することを目的として農用地区域内の土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更は、次に掲げる要件のすべてを満たす場合に限り、することができる。
一　当該農業振興地域における農用地区域以外の区域内の土地利用の状況からみて、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であつて、農用地区域以外の区域内の土地をもつて代えることが困難であると認められること。
二　当該変更により、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められること。
三　当該変更により、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと認められること。
四　当該変更により、農用地区域内の第三条第三号の施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められること。
五　当該変更に係る土地が第十条第三項第二号に掲げる土地に該当する場合にあつては、当該土地が、農業に関する公共投資により得られる効用の確保を図る観点から政令で定める基準に適合していること。
３　（略）
４　第八条第四項及び第十一条（第十二項を除く。）の規定は市町村が行う第一項の規定による変更（政令で定める軽微な変更を除く。）について、第九条第二項及び第十一条第十二項の規定は都道府県が行う第一項の規定による変更（政令で定める軽微な変更を除く。）について、第十二条の規定は同項の規定による変更について準用する。この場合において、同条第二項中「当該農業振興地域整備計画書」とあるのは、「当該変更後の農業振興地域整備計画書」と読み替えるものとする。

（農用地区域内における開発行為の制限）
第十五条の二　農用地区域内において開発行為（宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更又は建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築をいう。以下同じ。）をしようとする者は、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する行為については、この限

りでない。

一～七　（略）

2　前項の許可の申請は、当該開発行為に係る土地の所在地を管轄する市町村長を経由してしなければならない。

3　市町村長は、前項の規定により許可の申請書を受理したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に送付しなければならない。この場合において、当該市町村長は、当該申請書に意見を付すことができる。

4　都道府県知事は、第一項の許可の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、これを許可してはならない。

一　当該開発行為により当該開発行為に係る土地を農用地等として利用することが困難となるため、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがあること。

二　当該開発行為により当該開発行為に係る土地の周辺の農用地等において土砂の流出又は崩壊その他の耕作又は養畜の業務に著しい支障を及ぼす災害を発生させるおそれがあること。

三　当該開発行為により当該開発行為に係る土地の周辺の農用地等に係る農業用用排水施設の有する機能に著しい支障を及ぼすおそれがあること。

5　第一項の許可には、当該開発行為に係る土地及びその周辺の農用地等の農業上の利用を確保するために必要な限度において、条件を付することができる。

6　都道府県知事は、第一項の許可をしようとするときは、あらかじめ、都道府県農業会議の意見を聴かなければならない。

7～8　（略）

（農地等の転用の制限）

第十七条　農林水産大臣及び都道府県知事は、農用地区域内にある農地法第二条第一項に規定する農地及び採草放牧地についての同法第四条第一項及び第五条第一項の許可に関する処分を行うに当たつては、これらの土地が農用地利用計画において指定された用途以外の用途に供されないようにしなければならない。

北海道農政部の事務処理の特例に関する条例（抄）

第２条　別表第１の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。

別表第１（第２条関係）

7　農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの （１）　法第 15 条の２第１項、第５項及び第６項の規定による農用地区域内における開発行為の許可 （２）～（５）　（略）	別表第４に掲げる市町村

別表第４

小樽市　室蘭市　釧路市　北見市　網走市　留萌市　苫小牧市　稚内市　美唄市　芦別市　紋別市　士別市　名寄市　三笠市　千歳市　滝川市　深川市　富良野市　登別市　伊達市　北斗市　当別町　松前町　福島町　知内町　木古内町　七飯町　鹿部町　森町　八雲町　長万部町　江差町　上ノ国町　厚沢部町　乙部町　奥尻町　今金町　せたな町　島牧村　寿都町　黒松内町　蘭越町　ニセコ町　留寿都村　喜茂別町　京極町　共和町　積丹町　古平町　仁木町　余市町　赤井川村　南幌町　奈井江町　由仁町　長沼町　栗山町　月形町　浦臼町　新十津川町　秩父別町　沼田町　鷹栖町　東神楽町　東川町　美瑛町　上富良野町　中富良野町　南富良野町　占冠村　和寒町　剣淵町　下川町　美深町　音威子府村　中川町　幌加内町　増毛町　小平町　苫前町　羽幌町　初山別村　遠別町　猿払村　浜頓別町　中頓別町　枝幸町　豊富町　礼文町　利尻町　利尻富士町　幌延町　美幌町　津別町　清里町　小清水町　訓子府町　佐呂間町　遠軽町　湧別町　滝上町　西興部村　雄武町　大空町　豊浦町　壮瞥町　白老町　厚真町　洞爺湖町　安平町　むかわ町　平取町　新冠町　えりも町　新ひだか町　音更町　士幌町　上士幌町　鹿追町　新得町　清水町　芽室町　更別村　大樹町　広尾町　幕別町　池田町　豊頃町　本別町　足寄町　陸別町　浦幌町　釧路町　浜中町　鶴居村　白糠町　別海町　中標津町　標津町　羅臼町